

平成二十四年政令第十六号

復興特別所得税に関する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第四章の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、「復興特別所得税申告書」とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書をいう。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第二条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第七条第二項の規定を適用する場合について準用する。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第二条の二 法第十三条の二第二項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の額を除く。）とする。

2 法第十三条の二第二項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額（法第十条に規定する基準所得税額をいう。第四項及び次条において同じ。）として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額を限度とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第四項」とあるのは「以下この条」と、「除く」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

4 法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき同法第六十五条第一項の規定により同法第二編第一章から第四章までの規定に準じて計算した所得税の額（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額とする。

5 租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）とする。

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条 法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年分の法第六条第七号に規定する確定申告書に係る基準所得税額につき法第十三条及び第十三条の二の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百二十二条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の非居住者のその年分の同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条及び第十三条の二の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百二十二条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

（予定納税）

第四条 所得税法施行令第二編第五章第一節（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。

2 法第十六条第三項の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額（以下この条において「復興特別所得税納付額」という。）に一元未満の端数がある場合又は復興特別所得税納付額の全額が一元未満である場合において、その端数金額又は全額（以下この項において「端数金額等」という。）に第一号に掲げる合計額を加算した金額から第二号に掲げる合計額を控除した金額（以下この項において「調整後端数金額等」という。）が五十銭以下であるときは、その端数金額等を切り捨てるとし、その調整後端数金額等が五十銭超であるときは、その端数金額等を一円とする。

一 その復興特別所得税納付額に係る法第十六条第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により切り捨てられた額の合計額

二 その復興特別所得税納付額に係る法第十六条第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により一元とされた額を一円から控除した額の合計額（当該一元とされた額がない場合には、零）

3 前項の規定の適用がある場合における法第十六条第三項の規定により納付があつたものとされた所得税の額は、同項の納付額から前項の規定を適用して計算した復興特別所得税納付額に相当する額を控除した額に相当する額とする。

（課税標準及び税額の申告）

第五条 所得税法施行令第二百六十三条（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、同令第二百六十三条第一項に規定する申告書と併せて提出する復興特別所得税申告書について準用する。

2 法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、所得税法第六十一条第一項第六号に掲げる対価につき法第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額のうち同条第七項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額とする。

（申告による納付等）

第六条 所得税法施行令第二百六十六条第二項及び第三項（これらの規定を同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十八条第六項において準用する所得税法第三百三十五条第一項第二号（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

法第百三十九條第三項に	特別措置法第百三十九條第七項において準用する法第百三十九條第三項に
-------------	-----------------------------------

第七條の二 所得税法施行令第百七十三條の二（同令第二百九十三條において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十條の二第六項において準用する所得税法第百五十一條の六第一項（同法第百六十六條において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事由について準用する。
（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第二百七十七條第二項 復興特別所得税に関する政令第七條第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する第二百六

法第百五十九条第一項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十三条第二項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）
------------	--

第二百七十八條第二項
法第六十條第二項
(更正等による予納税額の還付)
特別措置法第二十三條第四項
(更正等による源泉徴収特別税額等の還付等)

法第百二十条第二项各号(確定所得申告)	特別措置法第十七条第四项各号(課税標準及应纳税額の申告)
---------------------	------------------------------

第一頁	第二頁	第三頁	第四頁	第五頁	第六頁	第七頁	第八頁	第九頁	第十頁	第十一頁	第十二頁	第十三頁	第十四頁	第十五頁	第十六頁	第十七頁	第十八頁	第十九頁	第二十頁	第二十一頁	第二十二頁	第二十三頁	第二十四頁	第二十五頁	第二十六頁	第二十七頁	第二十八頁	第二十九頁	第三十頁	第三十一頁	第三十二頁	第三十三頁	第三十四頁	第三十五頁	第三十六頁	第三十七頁	第三十八頁	第三十九頁	第四十頁	第四十一頁	第四十二頁	第四十三頁	第四十四頁	第四十五頁	第四十六頁	第四十七頁	第四十八頁	第四十九頁	第五十頁	第五十一頁	第五十二頁	第五十三頁	第五十四頁	第五十五頁	第五十六頁	第五十七頁	第五十八頁	第五十九頁	第六十頁	第六十一頁	第六十二頁	第六十三頁	第六十四頁	第六十五頁	第六十六頁	第六十七頁	第六十八頁	第六十九頁	第七十頁	第七十一頁	第七十二頁	第七十三頁	第七十四頁	第七十五頁	第七十六頁	第七十七頁	第七十八頁	第七十九頁	第八十頁	第八十一頁	第八十二頁	第八十三頁	第八十四頁	第八十五頁	第八十六頁	第八十七頁	第八十八頁	第八十九頁	第九十頁	第九十一頁	第九十二頁	第九十三頁	第九十四頁	第九十五頁	第九十六頁	第九十七頁	第九十八頁	第九十九頁	第一百頁
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

司頁第四号	治第百二十条第一号第二号
司頁第三号	件另打置治第一百条第一号第二号

十八條 行野村は戸利に關する町令第一一七號（明治三十九年）の派員收帳特別料等の特例を以て、翌月より第二二五號

第二 百六 十九 条	第五 十條 第二 項に おき て	同令 第七 条第 一項 にお いて
---------------------	---------------------------------	----------------------------------

2 第四條第二項及び第三項の規定は、法第二十三條第六項の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に、円未満の端数がある場合又はその全額が円未満である場合について準

(課税標準の端数計算等)

る場合について準用する。

（法第三十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定により充当があつたものとされる復興特別所得移の額に

□未湊の端数がある場合又はその全額が

□未湊であ

（源泉徴収義務等）

第十条 法第二十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第四条の六の二第二十三項第二号に掲げる金額のうち復興特別所得税の額に相当する部分の金額（法第二十八条第三項の規定により控除された金額又は法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とする。

2 法第二十八条第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九条の三の二第二項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額から控除すべき法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号に定める金額のうちに第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十三項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

3 次の各号に掲げる規定は、法第二十八条第一項、第五項又は第六項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税について、それぞれ準用する。
この場合において、租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第九項各号及び第十四項並びに第二十六条の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一 租税特別措置法施行令第三条の二の二第四項の規定 租税特別措置法第六条第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

一の二 租税特別措置法施行令第五条の二の三第一項の規定 租税特別措置法第九条の九第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかったものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

二 租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第七項から第十二項まで及び第十四項の規定 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項又は第三項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

三 租税特別措置法施行令第二十五条の十の十三第十三項から第十五項まで及び第十七項の規定 租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき同法第三十三条第三項、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第二項又は第三十七條の十一の六第七項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

三の二 租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十二項及び第二十三項の規定 租税特別措置法第三十七條の十四の二第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

四 租税特別措置法施行令第二十六条の十第一項及び第二項、第二十六条の十二第二項、第二十六条の十三第四項及び第五項並びに第二十六条の十四の規定 租税特別措置法第四十一条の十二第三項、第五項又は第六項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税

五 租税特別措置法施行令第二十六条の十七第九項から第十一項までの規定 租税特別措置法第四十一条の十二の二第二項から第四項までの規定により徴収及び納付をすべき所得税

六 租税特別措置法施行令第二十六条の三十二第一項の規定 租税特別措置法第四十一条の二十二第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

4 第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十八条第九項（法第二十九条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（年末調整）

第十一条 所得税法施行令第四編第一章第二節（第三百十一条を除く。）の規定は、法第三十条第一項の規定による充当又は納付が行われる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百十二条	特例	特例）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）又は第三十条第一項若しくは第二項（年末調整）
第三百十三條第一項第一号	所得税の額	金額
第三百十五條	の規定	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定
第三百十六條第一項第三号	の額	並びに特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）及び第三十条第一項（年末調整）の規定
第三百十六條第一項第五号	の額	及び復興特別所得税の額の合計額
第三百十六條第二項第五号	法第九十條特別措置法第三十條第一項	

（納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例）

第十二条 復興特別所得税及び所得税に係る納税の猶予及び担保については、国税通則法及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）の規定による納税の猶予の申請、担保の提供その他の手続は、併せて行わなければならないものとする。この場合において、同令第十五条第一項中「納付手続」とあるのは、「納付手続」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）第二十八条第八項（源泉徴収義務等）において準用する場合を含む。）とする。

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

第十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第三欄	第四欄
第一欄	第三欄	第四欄

所得税法施行令

第九十七条第一項第一号	の規定	(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十八条第六項(申告による納付等)において準用する場合を含む。)の規定
第九十七条第一項第二号	の規定	(特別措置法第十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定
第九十七条第一項第三号	の規定	(特別措置法第十八条第七項(同条第八項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)
第九十七条第一項第四号	の規定	(特別措置法第十八条第九項及び第十項(これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)
第二百二十条の二各号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百二十三条	法第九十五条第二項に規定する	特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される法第九十五条第二項に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三条第一項(外国税額の控除限度額の計算)の規定により計算した金額(次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。)とし、法第九十五条第二項に規定する国税の控除限度額(復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。)
第二百二十四条第五項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額(復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。)
第二百五十八条第四項	受けた	受けた特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
第二百八十一条の二第二項	及び法	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
第二百九十二条第一項第二号	所得税	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)の規定により併せて徴収された復興特別所得税
第二百九十二条第一項第二号	第六号まで	第六号まで(同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二百九十二条の六の二第二項各号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百九十二条の十	法第六十五条の六第二項に規定する	特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される法第六十五条の六第二項に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三条第二項(外国税額の控除限度額の計算)の規定により計算した金額(次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。)とし、法第六十五条の六第二項に規定する国税の控除限度額(復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。)
第二百九十二条の十一第五項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額(復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。)
第三百条第二項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第三百条第二項	当該所得税	これらの税
第三百条第三項	の規定により所得税	及び特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)の規定により所得税及び復興特別所得税
第三百条第三項	当該所得税の額	当該所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第三百条第四項	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
第三百条第四項	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額のうちいずれか少ない金額)
第三百条第五項	金額)	金額と当該収益の分配に係る所得税の額との合計額
第三百条第五項	所得税	所得税及び復興特別所得税
第三百条第九項	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第三百六条の二第二項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第三百六条の二第二項	当該所得税	これらの税
第三百六条の二第二項	の規定により所得税	及び特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)の規定により所得税及び復興特別所得税

租 税 特 別 措 置 法 施 行 令

第三百六条の二第二項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第三百六条の二第三項	所得税	所得税及び復興特別所得税
第三百六条の二第七項	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四十条の二第九項の表第二 百五十八条第四項の項	受けた租税特別措置法	受けた東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三 条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四十条の二第十二項	（租税特別措置法 法第八条の四第三項第四号 所得税の額 に係る 金額（ について とする	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。以下「特別 措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第八条の四第三項第四号 特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に 相当する金額のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額 に係る復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される 金額（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される について同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される （特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とし、特 別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三 条第一項に規定する特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額 に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額は、当該上場株式等の配当等に係る同令第十三条第一項の規定により読み替えて 適用される第四十条の六の二第十三項第一号に掲げる金額（特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に限る。）及び当該上場 株式等の配当等について同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項（第四条の十第三項及び第四条の十一第 三項において準用する場合を含む。）の規定により計算した金額（特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に限る。）とする 特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項第一号
第四十条の六の二第三項第一 号	法第九条の三の二第三項第 一号 納付した所得税 （及び が当該所得税	納付した所得税及び復興特別所得税 （の額の合計額並びに がこれらの税
第四十条の六の二第三項第二 号	同項の	同項又は特別措置法第二十八条第三項の
第四十条の六の二第十三項	同項第二号	法第九条の三の二第三項第二号
第四十条の六の二第十三項第 一号	法第九条の三の二第三項第 一号に規定する政令	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項第一号に規定する政令
第四十条の六の二第十三項第 二号	係る所得税の額 法第九条の三の二第三項第 一号 所得税の額 当該所得税	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額 特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項第一号 所得税及び復興特別所得税の額の合計額 これらの税

災害被害者に對する租税の減免、徴収猶予等に關する法律の施行に

第二十五条の十七第十二項、 第十六項及び第十七項	所得税を 同項 の額	所得税及び復興特別所得税を 法第三十七条の十四の二第八項 の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
第二十五条の十七第十八項	所得税に係る の規定の 同法第二百二十条第一項	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に係る 並びに特別措置法第十七条及び第十八条の規定の 所得税法第二百二十条第一項 の額及び復興特別所得税の額
第二十五条の十七第三十三 項	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
第二十六条の十七第八項	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
第三十九条の十八第二十三 項	所得税等の額を	所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
第三十九条の二十の七第八 項	同条第四項 所得税等の額を	法第六十六条の七第四項 所得税等の額及び復興特別所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を
第三条の二第二項	第二百三十三の二	第二百三十三の二及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百 十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項
第三条の二第二項及び第三 項	第二百三十三の二	第二百三十三の二及び特別措置法第二十八条第一項
第三条の二第四項	第二百三十三の二 所得税の	第二百三十三の二及び特別措置法第二十八条第一項 所得税及び復興特別所得税の
第三条の二第五項及び第六 項	第二百三十三の二	第二百三十三の二及び特別措置法第二十八条第一項
第四条第一項	所得税を	所得税及び復興特別所得税を
第四条第二項	第二百三十三の二	第二百三十三の二及び特別措置法第二十八条第一項
第四条第三項	所得税	所得税及び復興特別所得税
第四条第四項	第百八十三条 同条	第百八十三条及び特別措置法第二十八条第一項 これら
第五条	同法第二百三十三の二	所得税法第二百三十三の二及び同項
第六条	第二百三十三の二 前二条	第二百三十三の二及び特別措置法第二十八条第一項
第八条第一項	所得税	復興特別所得税に關する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えられた前二条
第八条第三項	第二百四十四条第一項の 所得税	所得税及び復興特別所得税
第八条第四項	第二百四十四条第二項 「記載された同条」とある のは「記載された同項」 と、「期間又は当該通知に 係る同法第二百三十三の二 、これらの」とあるのは 読み替える 「同項の」と読み替える	復興特別所得税に關する政令第十三条第一項の規定により読み替えられた第四条第二項 期間又は当該通知に係る所得税法第二百三十三の二及び同項
第九条第二項第一号	第二百四十四条第一項の 所得税の	第二百四十四条第一項及び特別措置法第二十八条第一項の 所得税及び復興特別所得税の

第十七条第二項	所得税の額は 定める金額	所得税の額及び復興特別所得税の額は 定めるところにより計算した所得税の額及び復興特別所得税の額
第十七条第二項各号	相当する金額	相当する金額及び当該株主等対象償還差益に対する所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額
第十七条第三項	による	によるものとし、当該外国居住者等に対して租税条約等実施特例法第三条の三第二項の規定により還付する復興特別所得税の額は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えられた租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定にかかわらず、零とする
第十七条第五項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書を併せて
第十七条第六項	第二十六条の十四	第二十六条の十四（これらの規定を復興特別所得税に関する政令第十条第三項において準用する場合を含む。）
第二十条	所得税に 「」とあるのは「 」	所得税及び復興特別所得税に 「」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた （以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二十二条第一項（ 「による申告書を」とあるのは「による所得税の申告書と当該所得税に係る復興特別所得税の申告書を併せて」と、「とき」とあるのは「とき、又は対象源泉徴収特別税額（同項に規定する対象源泉徴収特別税額をいう。以下この条において同じ。）のうち特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収されたものがあるとき」と、「当該」とあるのは「これらの」と、「明細書を」とあるのは「明細書を、その徴収された事実の説明となるべき総務省令、財務省令で定める事項を記載した明細書を、それぞれ」と、同条第二項中「額で」とあるのは「額又は対象源泉徴収特別税額で」と、「その納付の」とあるのは「当該所得税の額の納付の」と、「届
	第二十二條第一項（ 同条第三項中	

昭和三十四年法律第百三十五号（昭和六十三年四月三十一日）		昭和三十六年政令第百三十五号（昭和六十三年四月三十一日）	
第五号第一号	（以下「予定納税に係る所得税」 所得税で同法 第三国団体配当等に対する所得税	及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第十六条（予定納税）の規定により納付すべき復興特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」 所得税等で所得税法	
第五号第二号	所得税	第三国団体配当等に対する所得税及び復興特別所得税	
第五号第三号	所得税（ 源泉徴収による所得税	所得税及び復興特別所得税（ 復興特別所得税並びに源泉徴収による所得税及び復興特別所得税 よる所得税及び復興特別所得税 予定納税に係る所得税等 所得税法、特別措置法 所得税等（当該予定納税に係る所得税等 （源泉徴収）及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等） の徴収）（特別措置法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）	
第五号第四号及び第五号	よる所得税	復興特別所得税並びに源泉徴収による所得税及び復興特別所得税	
第十三条第二項第一号	予定納税に係る所得税	予定納税に係る所得税等	
第二十三条第一項	所得税法	所得税法、特別措置法	
第二十四条第一項第一号	所得税（当該所得税 （源泉徴収）	所得税等（当該予定納税に係る所得税等 （源泉徴収）及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等） の徴収）（特別措置法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）	
第四十一条第二項第一号	の徴収 （昭和四十年法律第三十三号）	（昭和四十年法律第三十三号）、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）	
第十二条第十号	所得税（ 納付すべき所得税	所得税及び復興特別所得税（ 納付すべき所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税 及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）又は第三十条第一項若しくは第二項（年末調整）の規定 所得税及び復興特別所得税の合計額に 及び特別措置法第二十八条第一項の規定 所得税及び復興特別所得税の合計額に	
第十五条第二項第三号	所得税（ 納付すべき所得税	所得税及び復興特別所得税（ 納付すべき所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税 及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）又は第三十条第一項若しくは第二項（年末調整）の規定 所得税及び復興特別所得税の合計額に 及び特別措置法第二十八条第一項の規定 所得税及び復興特別所得税の合計額に	
第七十六条第一項第一号	の規定 所得税に	所得税及び復興特別所得税の合計額に	
第七十六条第四項第一号	所得税に	所得税及び復興特別所得税の合計額に	

令行施律法るす関に等出提の書調る係に等金送外国のめたる図を保確の税課な正適の税国内 号七十四百

第十二条第一項

国外財産に係る所得税

国外財産に係る所得税等

平成九年政令第三百六十六号 法人税法施行令（昭和十四年政令第七十九号）

第百四十九条第一項各号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第百四十九条第二項	法第六十九条の二第一項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項
第百四十九条第三項の表第二項の項	法第六十九条の二第一項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号
第百四十九条第三項の表第三項の項	法第六十九条の二第一項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号
第百九十二条の二	（法）第六十九条の二第一項（読み替えて適用される法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
第二百一条の二第一項各号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額

第三十五条第四項第一号	納税猶予分の所得税額を 同法第三十七条の二第十 三項	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る特別措置法第十八条第九項及び第十項（これらの規定を同条第十 十一項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び同号 ロにおいて同じ。）を
第三十五条第四項第二号	同条第一項	所得税法第三十七条の二第二項（特別措置法第十八条第七項において準用する場合を含む。同号イにおいて同じ。）
第三十五条第四項第三号	第百三十七条の三第十五項 なつた同条第四項	所得税法第百三十七条の三第二項 第百三十七条の三第十五項（特別措置法第十八条第九項及び第十項において準用する場合を含む。同号ロにおいて同じ。） なつた所得税法第百三十七条の三第四項
第三十五条第四項第四号	の規定	（の規定及び特別措置法第二十条の二第四項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する所得税法第百五十一条の五第一項（同 法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定
第三十五条第四項第五号	の規定	（特別措置法第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定 （特別措置法第二十条の二第六項において準用する所得税法第百五十一条の六第一項の規定
第三条第一項第一号	（の規定	（特別措置法第二十条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定 以下この号において同じ。）の規定及び特別措置法第二十一条第六項（更正の請求の特例）において準用する所得税法第百五十三条の五の 規定
第三条第二項	所得税額 相続等納税猶予分の所得税 額を	所得税額及び当該所得税額に係る復興特別所得税額 相続等納税猶予分の所得税額（当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するた めに必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第十項（申告による納付等）（同条第十一項の規定に より適用する場合を含む。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。第八条第三項において同じ。）を
第七条の十九第二項	控除限度額（	控除限度額に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。 以下「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額（

第四十八條の九の二第七項	が当該前年以前三年内の各年の国税の	各年の第七條の十九第四項	が当該前年以前三年内の各年の所得稅法第九十五條第一項に規定する
第四十八條の九の二第六項	同條第四項	第七條の十九第四項	に当該前年以前三年内の各年の同法第九十五條第一項に規定する
第四十八條の九の二第二項	並びに 同法第二條第一項第五号	、特別措置法第十四條の規定並びに 所得稅法第九十五條第一項に規定する	に当該前年以前三年内の各年の同條第一項に規定する
第七條の十九第三項	國稅の から当該前年以前三年内の各年の國稅の の同項	所得稅法第九十五條第一項に規定する	に当該前年以前三年内の各年の同條第一項に規定する
第七條の十九第五項	國稅の から当該前年以前三年内の各年の國稅の の同項	所得稅法第九十五條第一項に規定する	に当該前年以前三年内の各年の同條第一項に規定する
第七條の十九第六項	が当該前年以前三年内の各年の國稅の 同項に規定する道府縣民稅 、当該前年以前三年内の各年の國稅の 並びに 國稅の から当該前年以前三年内の各年の國稅の 同條第四項	、特別措置法第十四條の規定並びに 所得稅法第九十五條第一項に規定する 、当該前年以前三年内の各年の同條第一項に規定する 第四項に規定する道府縣民稅	が当該前年以前三年内の各年の所得稅法第九十五條第一項に規定する

平成十()年法律第九十五号 民法再生法		平成十八年法律第()号 更生手続の特例に関する法律		金融機関の更生手続の特例に関する法律	
民事再生法 第二百四十一 条第二項第七 号イ				第七十六 条及び第二 百四十 二条	
	所得税、			所得税	同項に規定する道府県民税の控除 四項 の控除 、当該前 年以前三 年以内の 各、当該 前年以前 三年以内 の各年の 同法第九 十五條第 一項に規 定する
	所得税、復興特別所得税、			所得税及び復興特別所得税	第五項に規定する道府県民税の控除 余額は、第七條の十九第四項

	第百四十条の 第二項第二 号	以外の所得税	以外の所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
租税特別措置法	第四十一条の 第十二項	徴収される所得税は	徴収される所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第二十八条第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収される復興特別所得税は
租税特別措置法施行令	第二十六条の 第十項	所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税及び復興特別所得税
	第二十六条の 第十項	所得税と	所得税及び復興特別所得税と
	第二十六条の 第十項	所得税の額	同条第三項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項及び第二項
	第二十六条の 第十項	所得税と	所得税及び復興特別所得税と
	第二十六条の 第十項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
	第二十六条の 第十項	控除する所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
	第二十六条の 第十項	当該所得税の額	当該所得税及び復興特別所得税の額
	第二十六条の 第十項	所得税の税率を乗じて計算した金額	所得税の税率を乗じて計算した金額及びその計算した金額に特別措置法第二十八条第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された復興特別所得税の税率を乗じて計算した金額の合計額
	第二十六条の 第十項	その所得税の額	その所得税及び復興特別所得税の額
	第二十六条の 第十項	次条第一項	次条第一項及び特別措置法第二十八条第五項（第二号に係る部分に限る。）
	第二十六条の 第十項	法人税法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令
	第二十六条の 第十項	徴収された所得税の額	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令
	第二十六条の 第十項	同条第四項	法第四十一条の第十二項
	第二十六条の 第十項	法人税法	特別措置法第三十三条第二項の規定によりみなして適用する法人税法
	第二十六条の 第十項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令
	第二十六条の 第十項	金額から	金額から復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される
	第二十六条の 第十項	法人税法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令
	第二十六条の 第十項	所得税が	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が
	第二十六条の 第十項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令
	第二十六条の 第十項	金額から	金額から復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えられた法人税法施行令
	第二十六条の 第十項	法人税法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令

3 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法及び国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法施行令第二十四条第三項の規定による申請書の提出は、併せて行わなければならないものとする。

二 国税通則法第六十六条第六項及び第六十八条第四項並びに国税通則法施行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

4 法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十六条第三項又は第八十条の二第三項の規定の適用がある場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「金額」とあるのは、「金額及び集団投資信託（所得税法第七十六条第三項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）の第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三十三条第四項（同令第三十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同令第二百六十四条に規定する収益の分配に係る控除外国所得税の額（同法第七十六條第三項又は第八十条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等並びに同法第八条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等及び配当等を除く。以下この項において同じ。）に係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額から控除すべき同令第三百条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の同条第二項又は同令第三百六条の二第二項に規定する収益の分配（所得税法第八十一条又は第二百二十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限り、同法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。以下この項において同じ。）の額の総額のうちに支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が同法第七十六條第三項又は第八十条の二第三項の規定による控除をしない計算した場合の当該収益の分配に係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の同令第三百条第九項又は第三百六条の二第七項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）をいう。）のうち当該支払を受けた収益の分配に係る所得税の額を超える金額」とする。

5 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な細則は、財務省令で定める。

附 則 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十一日政令第一〇六号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十一日政令第一六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条の二の改正規定、第二十二条第七項の改正規定、第二十五条の四の改正規定、第二十五条の十七の改正規定、第二十六条第五項の改正規定(「第二十一項」を「第二十三項」に改める部分に限る。)、同条第六項第二号の改正規定、同条第二十項の改正規定、同条第二十八項の改正規定、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とする改正規定、同条第二十六項を同条第二十八項とする改正規定、同条第二十五項第三号ロの改正規定、同項を同条第二十七項とする改正規定、同条第二十四項を同条第二十六項とする改正規定、同条第二十三項を同条第二十五項とする改正規定、同条第二十二項を同条第二十四項とする改正規定、同条第二十一項を同条第二十三項とする改正規定、同条第二十項の次に二項を加える改正規定、第二十六条の四第六項の改正規定(「第二十六条第二十三項各号」を「第二十六条第二十五項各号」に改める部分に限る。)、同条第七項の改正規定(「第二十六条第二十三項各号」を「第二十六条第二十五項各号」に、「第二十六条第二十三項第一号」を「第二十六条第二十五項第一号」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項第六号」を「同条第二十五項第六号」に改める部分に限る。)、同条第二十一項第一号の改正規定、第二十七条第一項の改正規定、第三十八条の四の改正規定、第四十条の四の改正規定、第四十条の五に一項を加える改正規定、第四十条の十五第一項の改正規定、第四十二条の二の改正規定、同条を第四十二条の次に一条を加える改正規定及び第五十五条第二項の改正規定並びに附則第六条、第十四条、第十五条、第十七条(復興特別所得税に関する政令(平成二十四年政令第十六号)第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第二十三項」を「第二十五条の十七第二十六項」に改める部分に限る。)、第十九条(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百八十三号)附則第二条第二項の改正規定(「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第一百四十四号)」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第一百四十四号)」に改める部分を除く。))に限る。))及び第二十一条の規定
平成二十五年六月一日

附 則 (平成二十六年三月三十一日政令第一五〇号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第五百五十五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第二項に規定する政令で定める配当等は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四百四十一条第一号に掲げる外国法人が支払を受ける所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第六十一条第五号イ及びロに掲げる配当等で、その者の法人税法第四百四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて同法第二条第一号に規定する国内において行う事業に帰せられるもの以外のものとする。

附 則 (平成二十七年三月三十一日政令第一五二号)

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第一項第一号の次に一号を加える改正規定及び同項第三号の次に一号を加える改正規定 平成二十八年一月一日
二 第三条に一項を加える改正規定、第五条第二項の改正規定及び第十三条第一項の表所得税法施行令の項の改正規定 (

第九十七条第一項第二号	の規定	(特別措置法第十八条第六項において準用する場合を含む。)	の規定
-------------	-----	------------------------------	-----

第九十七条第一項第二号	の規定	(特別措置法第十八条第六項において準用する場合を含む。)	の規定
-------------	-----	------------------------------	-----

第九十七条第一項第三号	の規定	(特別措置法第十八条第七項(同条第八項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)	の規定
-------------	-----	--	-----

第九十七条第一項第四号	の規定	(特別措置法第十八条第九項及び第十項(これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)	の規定
-------------	-----	---	-----

に改める部分を除く。 平成二十八年四月一日

三 第十三条第一項の表地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の項の改正規定 平成三十年一月一日

附 則 (平成二十八年三月三十一日政令第一六五号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条第三項の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
附 則 (平成二十八年五月二十五日政令第二二六号) 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成二十九年三月三十一日政令第一〇六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十九年三月三十一日政令第一一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定（「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改める部分に限る。）、同令第二章第八節の五の節名の改正規定、同令第二十五条の十九の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定（同令第二十五条の二十（見出しを含む。）の改正規定（同条第七項中「第十号」を「第八号」に改める部分を除く。）、同令第二十五条の二十一及び第二十五条の二十二の改正規定、同令第二十五条の二十二の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第二十五条の二十二の三とし、同条の次に二条を加える改正規定、同令第二十五条の二十二の次に一条を加える改正規定、同令第二十五条の二十三の改正規定、同令第二十五条の二十四の改正規定、同章第八節の六の節名の改正規定、同令第二十五条の三十一の改正規定、同令第二十七条の四第四項の改正規定（「第四十二条の四第六項第二号ロ」を「第四十二条の四第八項第二号ロ」に改める部分を除く。）、同令第三十三条の七第四項第四号の改正規定、同令第三十六条第七項の改正規定（「第四十条」を「第二十七条、第四十条」に改める部分を除く。）、同令第三十七条第四項の改正規定（「第四十条」を「第二十七条、第四十条」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の十三の二の改正規定（同条第一項中「第二十三条の二」の下に、「第二十七条」を加える部分を除く。）、同令第三十九条の十三の三第三項第二号の改正規定、同令第三章第八節の四の節名の改正規定、同令第三十九条の十四の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第三十九条の十五（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項第一号中「第五項まで」の下に、「第二十七条」を加え、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に、「第十号」を「第八号」に改める部分及び同条第七項中「第十号」を「第八号」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の十六及び第三十九条の十七の改正規定、同令第三十九条の十七の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第三十九条の十七の三とし、同条の次に二条を加える改正規定、同令第三十九条の十八（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の十九の改正規定、同令第三十九条の二十の改正規定、同章第八節の五の節名の改正規定、同令第三十九条の二十の二の改正規定、同令第三十九条の二十の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の二十の四から第三十九条の二十の六までの改正規定、同令第三十九条の二十の七（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の二十四の三第六項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同令第三十九条の三十九第三項第二号の改正規定、同条を同令第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に一号を加える改正規定、同令第三十九条の九十七項の改正規定（「第八十一条の七第一項」を「第八十一条の五の二第二項、第八十一条の七第一項」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の九十八の二第四項の改正規定（「第八十一条の七第一項」を「第八十一条の五の二第二項、第八十一条の七第一項」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百十二第五項第一号の改正規定、同令第三十九条の百十三の二の改正規定（同条第一項中「除く。」の下に、「第八十一条の五の二第二項」を加える部分を除く。）、同令第三十九条の百十三の三第三項第二号の改正規定、同章第二十七節の節名の改正規定、同令第三十九条の百十四の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の百十五（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項第一号中「第五項まで」の下に、「第二十七条」を加え、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に、「第十号」を「第八号」に改める部分及び同条第七項中「第十号」を「第八号」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百十六及び第三十九条の百十七の改正規定、同令第三十九条の百十七の二（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第三十九条の百十八（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の百十九の改正規定（同条第十二項中「損金算入」を「限る。」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百二十の改正規定、同章第二十八節の節名の改正規定、同令第三十九条の百二十の二の改正規定、同令第三十九条の百二十の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の百二十の四から第三十九条の百二十の六までの改正規定、同令第三十九条の百二十の七（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の百二十の八の改正規定（同条第十項中「損金算入」を「限る。」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百二十の九の改正規定並びに同令第四十六条の二十八を同令第四十六条の二十九とし、同令第四十六条の二十七の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十五条の規定、平成三十年四月一日

附 則 （平成三〇年三月三十一日政令第一四九号）

この政令は、平成三十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第一項第三号の二の改正規定及び第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十三の八第二十一項」を「第二十五条の十三の八第二十四項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に、「第二十五条の十七第十七項」を「第二十五条の十七第十八項」に、「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十三項」に改める部分に限る。）、平成三十年四月一日

二 第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定、平成三十一年一月一日

附 則 （平成三〇年四月一八日政令第二六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年一月七日から施行する。

附 則 （平成三一年三月二十九日政令第九五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 目次の改正規定（第三百十九条の十三）を「第三百十九条の十二」に改める部分に限る。）、第二百十八条第一項の改正規定、第二百二十条の二の改正規定、第二百六十二条第三項ただし書の改正規定、第二百九十二条の六の二第一項の改正規定、第三百条の改正規定、第三百六条の二の改正規定、第三百十九条の五の改正規定、第三百十九条の六（見出しを含む。）の改正規定、第三百十九条の七第二項の改正規定、第三百十九条の八の改正規定、第三百十九条の九を削る改正規定、第三百十九条の十の改正規定、同条を第三百十九条の九とする改正規定、第三百十九条の十一の改正規定（「応じ、」を「応じ」に改める部分を除く。）、同条を第三百十九条の十とする改正規定、第三百十九条の十二の改正規定、同条を第三百十九条の十一とする改正規定、第三百十九条の十三（見出しを含む。）の改正規定及び同条を第三百十九条の十二とする改正規定並びに附則第八条及び第九条（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表所得税法施行令の項の改正規定（第五号）を「第六号」に改める部分に限る。）を除く。）の規定 令和二年一月一日

附 則 （平成三十一年三月二十九日政令第九十六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法人税法施行令第四百八条第一項の改正規定、同令第五百五十五条の三十六第一項の改正規定、同令第五百五十五条の四十三第二項第八号の改正規定及び同令第二百一条の二第一項の改正規定並びに附則第十五条の規定 令和二年一月一日

附 則 （平成三十一年三月二十九日政令第二〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二の改正規定、同令第四条の九の改正規定、同令第四条の十の改正規定、同令第五条の改正規定、同令第二十五条の十の十第六項の改正規定、同令第二十五条の十三の七第二項の改正規定及び同令第二十六条の二十七第一項の改正規定並びに附則第四十一条（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（第三十九条の十八第十五項）を「第三十九条の二十の七第六項」を「第三十九条の二十の七第九項」に、「第三十九条の百十八第十五項」を「第三十九条の百二十の七第六項」に改める部分に限る。）を除く。）の規定 令和二年一月一日

附 則 （平成三十一年三月二十九日政令第一〇四号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月二十八日政令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和元年七月二日政令第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附 則 （令和二年三月三十一日政令第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年三月三十一日政令第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年六月二十六日政令第二〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日政令第二二六号）

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日政令第一五八号）

この政令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第十三条第三項第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 （令和五年三月三十一日政令第一五二号）

この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の改正規定 令和五年四月一日
二 第十三条第三項第二号の改正規定 令和六年一月一日